

別表2 <特別休暇の種類と期間>

(平成29年8月1日現在)

号	特別休暇を受ける特別の事情	特別休暇を受ける事ができる期間
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間
2	地震、火災、水害その他の災害による職員の現住所の滅失又は破壊の場合	連続する7日を超えない範囲内でその都度必要と認める時間
3	地震、火災、水害その他の災害による交通遮断の場合	その都度必要と認める時間
4	交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	その都度必要と認める時間
5	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭の場合	その都度必要と認める時間
6	選挙権その他の公民としての権利の行使の場合	その都度必要と認める時間
7	骨髄移植のため骨髄液を提供する等の場合	その都度必要と認める日又は時間
8	75条8号に定めるボランティア活動に参加する場合	一の年において5日の範囲内の期間
9	在勤庁の事務又は事業の運営上の必要に基く事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む)の場合	その都度必要と認める時間
10	地公法第39条の規定によりあらかじめ計画された研修の場合又は職務上の教養に資する講演会、講習会等に出席する場合等	計画の実施に伴い必要と認める時間
11	厚生に関する計画の実施に参加する場合 (教職員の定期健康診断、人間ドック等)	その都度必要と認める時間 (30年勤続表彰受賞者:表彰を受けた年度の次年度の8月末日まで)
12	職務と関連のある公益に関する他の事務に従事する場合(内容については別個に審査)	その都度必要と認める時間
13	職務と関連のある試験等を受ける場合 (教員で小中免許取得のための試験、実習等)	その都度必要と認める時間
14	大学の通信教育の面接授業に参加する場合	その都度必要と認める時間
15	産前、産後の休暇	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産後8週間以内の期間
16	職員の育児の時間 (男性職員にあっては、当該職員以外の親がその子を養育できない場合に限る)	労働基準法第67条第1項に規定する時間(生後満1年に達しない生児を育てる職員に1日2回各々少なくとも30分。1日1回1時間も可。)
17	女性職員の健康休暇(改正前:生理休暇)	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

※ 災害時に係る特別休暇の拡充(規則第75条第1項第2号~4号)(H.23.4.22)

- ① 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外には確保が行うことができないときに、連続する7日を超えない範囲内で必要と認める期間について休暇を取得できることとしました。
- ② 職員の現住居の滅失又は損壊した場合における休暇について、単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居の滅失又は損壊の場合で、職員がその復旧作業等を行うときも、連続する7日を超えない範囲内で必要と認める期間について休暇を取得できることとしました。